

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 T O A 株式会社

【英訳名】 T O A C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 井谷 憲 次

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 田 中 利 秀

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

【電話番号】 078(303)5620

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 田 中 利 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(イ)株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金21円 総額711,134,718円

(ロ)効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

(イ)株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条(招集権者および議長)に定める株主総会の招集権者及び議長を変更する。また、経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長を現行定款第24条(代表取締役および役付取締役)に追加する。

(ロ)平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定として、変更案第29条(取締役の責任免除)を新設するとともに、現行定款第37条(責任免除)を変更する。

(ハ)上記の変更に併せて条数の変更を行う。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、井谷憲次、竹内一弘、堀田昌人、谷和義を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小林茂信を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、芦田正明を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	277,318個	1,598個	0個	98.85%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	278,590個	157個	170個	99.30%	可決
第3号議案 取締役4名選任の件					
井谷 憲次	269,230個	9,687個	0個	95.97%	可決
竹内 一弘	278,502個	415個	0個	99.27%	可決
堀田 昌人	278,482個	435個	0個	99.26%	可決
谷 和義	278,769個	148個	0個	99.37%	可決
第4号議案 監査役1名選任の件					
小林 茂信	278,873個	44個	0個	99.40%	可決
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
芦田 正明	278,745個	172個	0個	99.36%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
 - ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
 - ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 賛成比率は出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対する割合です。
3. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。